①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
（総則） 第１条　発注者及び受注者は、この契約を履行するに当たり、この約款**（契約書を含む。以下同じ。）**に基づき、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書（以下「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守しなければならない。 （後略）	（総則） 第１条　発注者及び受注者は、この契約を履行するに当たり、この約款 に基づき、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書（以下「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守しなければならない。 （後略）
第２～３条（略）	第２～３条（略）
（契約の保証） 第４条(A)　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号に掲げる保証の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 ⑴　契約保証金の納付 ⑵　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 ⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 ⑷　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 ⑸　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 **２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。** **３　第１**項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１００分の１０	（契約の保証） 第４条(A)　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号に掲げる保証の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 ⑴　契約保証金の納付 ⑵　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 ⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行若しくは発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証 ⑷　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 ⑸　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 ２　前　項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の１００分の１０

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
以上としなければならない。 **4**　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第４５条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 **5**　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 **6**　請負代金額の変更があった場合には、契約保証金の額（契約保証金に代わる担保が提供されているときは、当該担保の価値）又は第**3**項の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の請負代金額の１００分の１０に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。	以上としなければならない。 ３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第４５条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。 ４　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われるものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 ５　請負代金額の変更があった場合には、契約保証金の額（契約保証金に代わる担保が提供されているときは、当該担保の価値）又は第２項の保証金額若しくは保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）が変更後の請負代金額の１００分の１０に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。
第４条(B)～９条（略）	第４条(B)～９条（略）
（現場代理人及び主任技術者等） 第１０条　受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。 ⑴　現場代理人 ⑵　主任技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第２項の規定に該当する場合は、監理技術者（同条第３項**第２号**　の規定により監理技術者補佐（監理技術者の行うべき同法第２６条の４第１項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を置く場合にあっては、監理技術者及び監理技術者補佐）。以下同じ。） ⑶　専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。） （後略）	（現場代理人及び主任技術者等） 第１０条　受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。 ⑴　現場代理人 ⑵　主任技術者（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第２項の規定に該当する場合は、監理技術者（同条第３項ただし書の規定により監理技術者補佐（監理技術者の行うべき同法第２６条の４第１項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を置く場合にあっては、監理技術者及び監理技術者補佐）。以下同じ。） ⑶　専門技術者（建設業法第２６条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。） （後略）

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
第１１条～１４条（略）	第１１条～１４条（略）
（支給材料及び貸与品） 第１５条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。 ２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 ３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、その日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。 ４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿使用**に**適当でないと認めたときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 ５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。 ６　発注者は、前項に規定する＿＿＿ほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又	（支給材料及び貸与品） 第１５条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。 ２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 ３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、その日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。 ４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、当該支給材料又は貸与品を工事に使用することが適当でないと認めたときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 ５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。 ６　発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
は引渡時期を変更することができる。 （後略）	は引渡時期を変更することができる。 （後略）
（工事用地の確保等） 第１６条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。 ２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 ３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有又は管理するこれらの物件を含む。＿＿＿＿＿＿＿＿）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。 ４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。 ５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。	（工事用地の確保等） 第１６条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。 ２　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 ３　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。 ４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。 ５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
第１７条（略）	第１７条（略）
（条件変更等） 第１８条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したとき	（条件変更等） 第１８条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したとき

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
は、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。 ⑴　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。 ⑵　設計図書に誤り又は脱漏があること。 ⑶　設計図書の表示が明確でないこと。 ⑷　工事現場の形状、地質、　**湧**水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 ⑸　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 （後略）	は、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。 ⑴　図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。 ⑵　設計図書に誤り又は脱漏があること。 ⑶　設計図書の表示が明確でないこと。 ⑷　工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 ⑸　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 （後略）
第１９～２８条（略）	第１９～２８条（略）
（不可抗力による損害） 第２９条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰さないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具**（以下この条において「工事目的物等」という。）**に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 ２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。	（不可抗力による損害） 第２９条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰さないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具 に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 ２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害の負担を発注者に請求することができる。	3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害の負担を発注者に請求することができる。
4　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該損害の額（工事目的物**等** であって第１３条第２項、第１４条第１項若しくは第２項又は第３７条第５項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る**損害の額**に限る。以下この条において「損害額」という。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。**ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。**	4　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第１３条第２項、第１４条第１項若しくは第２項又は第３７条第５項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下この条において「損害額」という。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。
5　損害額は、次の各号に掲げる損害について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。この場合において、第３条(A)の規定により内訳書が承認を受けているときは、内訳書に基づくものとする。	5　損害額は、次の各号に掲げる損害について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。この場合において、第３条(A)の規定により内訳書が承認を受けているときは、内訳書に基づくものとする。
⑴　工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。	⑴　工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。
⑵　工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。	⑵　工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。
⑶　仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、	⑶　仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。 ６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額（この条の規定による損害の負担に係る額が含まれているときは、当該額を控除した額とする。）の１００分の１を超える額から既に負担した額を控除した額」**と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」**として同項を適用する。	かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。 ６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金額（この条の規定による損害の負担に係る額が含まれているときは、当該額を控除した額とする。）の１００分の１を超える額から既に負担した額を控除した額」 と　して同項を適用する。
（請負代金額の変更に代える設計図書の変更） 第３０条　発注者は、第８条、第１５条、第１７条から第２２条まで、第２５条から第２７条まで、**前**条又は第３３条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の負担の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 （後略）	（請負代金額の変更に代える設計図書の変更） 第３０条　発注者は、第８条、第１５条、第１７条から第２２条まで、第２５条から第２７条まで、第２９条又は第３３条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の負担の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 （後略）
第３１～３３条（略）	第３１～３３条（略）
（前金払及び中間前金払） 第３４条　受注者は、保証事業会社と契約書記載の期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請求書により請負代金額の１０分の４以内（継続費に係る契約にあっては、請負代金額の１０分の４以内で各会	（前金払及び中間前金払） 第３４条　受注者は、保証事業会社と契約書記載の期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請求書により請負代金額の１０分の４以内（継続費に係る契約にあっては、請負代金額の１０分の４以内で各会

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
計年度の支払限度額を超えない額）の前払金の支払いを発注者に請求することができる。	計年度の支払限度額を超えない額）の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。	
３　発注者は、第１項の規定による請求を受けたときは、その日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。	２　発注者は、前　項の規定による請求を受けたときは、その日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。
４　受注者は、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、第１項の規定による前払金の支払いを受けた後、請負代金額の１０分の２以内（継続費に係る契約にあっては、請負代金額の１０分の２以内で第１項に規定する前払金と合算して各会計年度の支払限度額を超えない額）の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合において、受注者はあらかじめ当該前払金に関して保証事業会社と契約書記載の期限を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。	３　受注者は、次の各号に掲げる要件に該当する場合に限り、第１項の規定による前払金の支払いを受けた後、請負代金額の１０分の２以内（継続費に係る契約にあっては、請負代金額の１０分の２以内で第１項に規定する前払金と合算して各会計年度の支払限度額を超えない額）の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合において、受注者はあらかじめ当該前払金に関して保証事業会社と契約書記載の期限を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。
⑴　工期の２分の１を経過していること。	⑴　工期の２分の１を経過していること。
⑵　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。	⑵　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
⑶　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。	⑶　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。
５　受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定の可否を決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。	４　受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定の可否を決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。
６　受注者は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、請求書により第４項の規定による中間前払金の支払いの請求を行うことができる。こ	５　受注者は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、請求書により第３項の規定による中間前払金の支払いの請求を行うことができる。こ

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
の場合においては、第２項**及び第３項**の規定を準用する。	の場合においては、第２項　　の規定を準用する。
７　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の１０分の４（第**４**項の規定による中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額**（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び第３５条において同じ。）**を控除した額に相当する額の範囲内で前払金**（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第３６条までにおいて同じ。）**の支払いを請求することができる。この場合においては、第**３**項の規定を準用する。	６　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の１０分の４（第３項の規定による中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）から受領済みの前払金額　　を控除した額に相当する額の範囲内で前払金　　の支払いを請求することができる。この場合においては、第２項の規定を準用する。
８　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１０分の５（第**４**項の規定による中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。	７　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の１０分の５（第３項の規定による中間前払金の支払いを受けているときは１０分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から３０日以内にその超過額を返還しなければならない。
９　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から３０日以内において協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。	８　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から３０日以内において協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
１０　発注者は、受注者が第**８**項の期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「遅延利率」という。）を乗じて計算して得た額を遅延利息として請求することができる。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端	９　発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「遅延利率」という。）を乗じて計算して得た額を遅延利息として請求することができる。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
数を切り捨てるものとする。	数を切り捨てるものとする。
第３４条の２（略）	第３４条の２（略）
（前払金保証契約の変更） 第３５条　受注者は、第３４条第**7**項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 ２　受注者は、請負代金額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。 **３　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。**	（前払金保証契約の変更） 第３５条　受注者は、第３４条第６項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 ２　受注者は、請負代金額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
第３６～３７条（略）	第３６～３７条（略）
（債務負担行為に係る契約の部分払の特則） 第３７条の２　債務負担行為に係る契約においては、前条中「請負代金額」とあるのは、「各会計年度支払限度額」と、同条中「工期」とあるのは「工期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「出来高金額」とあるのは「各会計年度の出来高金額」と読み替え、これらを準用する。 ２　前項の場合において、前会計年度末における出来高金額が前会計年度支払限度額を超えた場合は、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。 ３　第１項の場合において、第３４条の２第１項の規定による読み替え後の第３４条第**4**項の規定により中間前払金を請求する場合の当該会	（債務負担行為に係る契約の部分払の特則） 第３７条の２　債務負担行為に係る契約においては、前条中「請負代金額」とあるのは、「各会計年度支払限度額」と、同条中「工期」とあるのは「工期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「出来高金額」とあるのは「各会計年度の出来高金額」と読み替え、これらを準用する。 ２　前項の場合において、前会計年度末における出来高金額が前会計年度支払限度額を超えた場合は、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。 ３　第１項の場合において、第３４条の２第１項の規定による読み替え後の第３４条第３項の規定により中間前払金を請求する場合の当該会

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
計年度の部分払の回数は、当該会計年度末に行う部分払の１回とする。 ４　第１項の場合において、発注者は事業費の精算等のため必要があると認めるときは、第１項の規定による読み替え後の前条第１項の１０分の９の割合、同条第２項の請求回数及び同条第３項の割合によらないで部分払をすることができる。この場合において、発注者は受注者にその旨を通知するものとする。 ５　第１項の場合における部分払金の額については、前条第８項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 部分払金額＝（出来高金額×９／１０）－（前会計年度までの支払い金額＋当該会計年度部分払金額）－｛出来高金額－（前年度までの出来高金額＋出来高超過額)｝×当該会計年度前払金額／当該会計年度支払限度額	計年度の部分払の回数は、当該会計年度末に行う部分払の１回とする。 ４　第１項の場合において、発注者は事業費の精算等のため必要があると認めるときは、第１項の規定による読み替え後の前条第１項の１０分の９の割合、同条第２項の請求回数及び同条第３項の割合によらないで部分払をすることができる。この場合において、発注者は受注者にその旨を通知するものとする。 ５　第１項の場合における部分払金の額については、前条第８項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 部分払金額＝（出来高金額×９／１０）－（前会計年度までの支払い金額＋当該会計年度部分払金額）－｛出来高金額－（前年度までの出来高金額＋出来高超過額)｝×当該会計年度前払金額／当該会計年度支払限度額
（部分引渡し） 第３８条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第３１条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第３２条中「請負代金」とあるのは「**部分引渡し**に係る請負代金」と読み替えてこれらの規定を準用する。 （後略）	（部分引渡し） 第３８条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第３１条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第３２条中「請負代金」とあるのは「指定部分　に係る請負代金」と読み替えてこれらの規定を準用する。 （後略）
第３９～４１条（略）	第３９～４１条（略）
（発注者の催告によらない解除権） 第４１条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 （中略）	（発注者の催告によらない解除権） 第４１条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 （中略）

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
⑽ 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。	⑽ 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。
イ 公正取引委員会が、**受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体**に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第６２条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき**（受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき）**。	イ 公正取引委員会が、受注者 に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は第６２条第１項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき 。
ロ 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。	ロ 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
ハ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又はその使用人に対する刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６**若しく**は第１９８条の**罪又は独占禁止法第８９条の罪を犯し、刑に処せられたとき。**	ハ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又はその使用人に対する刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は　第１９８条の規定による刑が確定したとき。
⑾ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。	⑾ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
イ **役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）又はその使用人が、暴力団又は**暴力団員であると認められるとき。	イ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。以下この号において同じ。）又はその使用人が 暴力団員であると認められるとき。
（削除）	ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不	ハ　受注者が　自己、自社若しくは第三者の不

①青森市工事請負契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど**している**と認められるとき。 **ハ　役員等が、**暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 **ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。** ホ　**役員等が、**暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。 ニ　受注者が　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。 ホ　受注者が　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
第４２～５０条（略）	第４２～５０条（略）
（情報通信の技術を利用する方法） **第５１条　この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。**	（新設）
（その他の協議事項） 第**５２**条　この**約款**に定めのない事項及び疑義の生じた事項について ては、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。	（その他の協議事項） 第５１条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。